

三股みまた

三股町の人口

8月1日現在

男	7,246人	前月より +16
女	7,979	+10
計	15,225	+26
世帯数	4,285戸	+20



にぎやかな

盆踊り大会

○ とじておくと便利です ○

○……うら盆あけの翌十七日、午後七時半から三股小学校運動場で、にぎやかに盆踊り大会が開かれました。

○……三股町観光協会主催による、この

盆踊り大会は、台風一過心配されていた時候も次第に回復して、会場には町内各部落から練習を重ねてきた踊り手が勢ぞろいしての踊りの競演、今年には東京、関西方面からの帰省組も加わって約千人が参加しました。

○……「盆は踊りにあけ、踊りにくれる……。」かつて盆踊りは、新盆の仏たちをなぐさめる供養の踊りでした。

また、先祖たちの魂を迎えて、ともに踊る交歓のひとつときでもあり、やがて盆踊りは、年にいちどの季節となったのです。

○……会場中央に設けられたやぐらから流れる音頭と、威勢よく打ち鳴らす太鼓に合わせて、ゆかた姿の踊り手も見物人も「踊るアホー」に見るアホー、おなじアホーなら踊らにやソン、ソン」と、舞台のまわりに大きな輪を描いて踊り、夏の夜を心ゆくまで過ごしました。



9

1970

写真は三股小学校
で開かれた盆踊り
大会風景



十月一日は 国勢調査

国勢調査のねらい

国勢調査が実施されて以来、五年ごとに行なわれており、今回の調査は第一回調査から数えて半世紀を迎える記念すべき調査です。国連連合が提唱している一九七〇年世界人口センサスの一環ともなるものです。

近年、わが国では経済のいちじるしい発展に伴って、地域間の人口の移動ははげしく、過密、過疎という現象で特徴づけられるように、市町村の人口の大きさを構成は非常に変わってきています。

今回の国勢調査では、このような全国、都道府県、市町村の人口の大きさを構成を明らかにし、国の政治や行政はもろろ、都道府県や市町村(わたしたちの町)の行政に直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。

国勢調査は、大正九年に第一回

- 1 氏名
- 2 世帯主の続き柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月
- 5 配偶の関係(結婚しているかどうかの別)
- 7 結婚年数
- 8 いままでに生んだ子供の数
- 9 現住居に同居した時期
- 10 前住地
- 11 教育(在学か否かの別、在学中または最終卒業学校の種類)
- 12 仕事をしたかどうかの別)

国調で知ろう 正しいわが郷土

- 13 就業状態)
- 14 勤め先・業主などの名称および事業の種類(産業)
- 15 本人の仕事の種類(職業)
- 16 従来地または通学地
- 17 従来地または通学地までの利用交通手段
- 18 世帯の種類
- 19 住居の種類
- 20 住宅用居住者数
- 21 居住者の数
- 22 家計収入の種類

国勢調査では、人口をきれなくまた、重ねて調査するために、全国にわたって約五十七万の国勢調査区が設けられています。

本町では、調査区を九十三地区に分け、調査員が一人づつ配置されて、調査票の配布、取り集めなど実際の調査に従事します。

調査員は、十月一日の週間前から(九月二十四日から二十日まで)の間に、担当調査区内の各世帯に「調査票」をくばり、調査票の記入を依頼します。

十月一日から五日までの五日間に調査員は再度各世帯を訪問し、記入済みの調査票を回収します。

調査員は、さらにこの調査票に基づき「調査票集」を作成し、各市町村に集められて審査された後、県を通じて総務府統計局に送られることになっています。

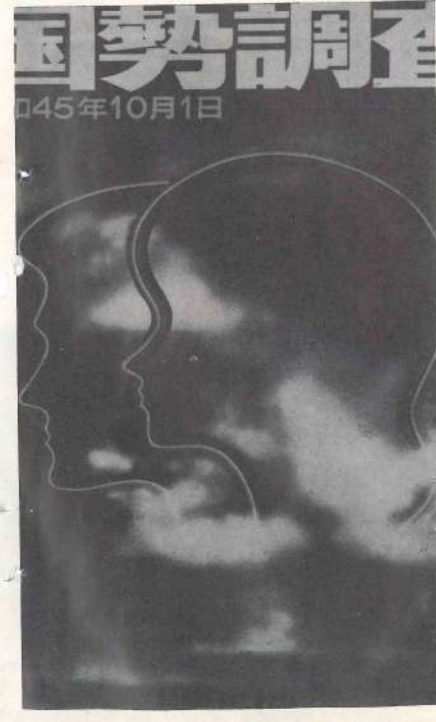
きみもほくもみんなそろって 国勢調査

結果の公表

まず、全国、都道府県、市区町村別人口と世帯数が、本年十二月中に速報として公表され、明年五月末までに、人口の確定数が官報に告示されます。

このほか、教育、就業状態、産業、職員、世帯、住宅などに関する基本的な集計結果は、明年四月ごろから順次刊行されて公表されることになっています。

※十月一日多期して行なわれる国勢調査では、もれなく調査票にご記入くださるようお願い致します。



大和工業株式会社

植木に本社・工場建設中

中京地区屈の伊藤既製履株式会社植木に進出してまもなく、こんどは大和工業株式会社、資本金二、五〇〇万円、取締役社長山中政敏、四十五才、が去る八月八日盛大に起工式を行ない、本工場の建設をはじめました。

この会社は、大阪、和歌山の製糸業者が合同で新会社を設立したもので、三股町植木、松元重工業KK、東陽りに決定、広々とした好適地に一五、六一六平方メートルの用地買収もすでに終り、進

設計画も着々と進められていきます。操業は本年十月の予定。

この会社は、紡績、織糸、織布の製造販売業を営むもので、製品は組織化された強固な販売網にのって、関東、関西をはじめ九州地区の日本全域におよんでいます。

従業員は、当初一〇〇名を予定しておりますが、遂次拡充強化をはかることになっています。

山中社長は会社建設にあたり「当三股町の産業開発に努力するとともに、町民の期待にこたえたい」と、意欲のほどを語っております。

やがて、この会社は施設の近代化とともに、環境衛生の徹底、美化をモットーとしたスマートな工場が、私たちの目前に出現することでしょう。

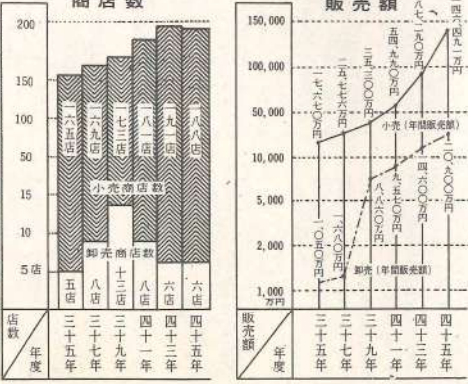
たゞ今、町ではこの建設に積極的な協力体制をとっており、目下求人相談に応じられています。詳細は町商工課光澤にお問い合せ下さい。

調印をおえて握手もかたく (左山中社長)



大和工業KK工事現場

統計 三股町商店数と年間販売額 (各年度統計調査より)



季節の話題

九月(長月・菊月)

いよいよ新涼の秋を迎えました。朝夕はやしよきよくなつたとはいえ、まだ残暑はきびしいようです。

待望の「秋の月」は、限りなくめでたきものなり。いつとも月はかくこそあれと、思ひ分がざらん人は、無下に心るべき事なり。」とあります。

月のきやけき、月の清きは秋がいちばんいよいよです。俳句の季節でも単に月といえは、秋の月を指します。

夜の長いのは、もちろん冬至のころですが、夏の短夜のあとなので、秋の夜はめっきり長くなったことに気がつきます。だいたい夏更けたなあと思つて時計をみると、まだ唇の口だつたり、でもおつきさん方のいるご家庭では、新学期も始まつたばかりです。

いつまでも夏休みの思い出はないにしても、明日はもういよいよ九月のいよいよ、明後日には季節のいよいよ、明らかにやらなければならぬ仕事はやっておきましょう。

あ、秋のきよひのひは八月にかかれれば、空模様はまだおちつかないといえ、雲のゆきかや草木のたすまひは、日まじは秋の気配が濃くなってきて仕事の熊手もぐんとかあがってきます。

泰平一家



希望の梶山納骨堂がみごとに完成、去る八月八日梶山、轟木地区住民あげて盛大に落成式が行なわれました。お墓は常にきれいに……点在する墓地は種々敷きあり、衛生

梶山納骨堂落成

極楽の殿堂

上の問題でもある故、ハエの発生源を遠放し、土葬もやめよう……と、旧来の墓地觀念から近代的な納骨堂と、町内全域に盛りだがり、昭和四三年に第二地区納骨堂が相模原をトップに、ついで豊池地区の蓮華堂が同年に完成、昭和四十四年には、第七地区納骨堂、植木納骨堂、三股中央堂の三つが完成、更に本年度は、すでに田上地区の仏向堂納骨堂が完成しており、この梶山納骨堂は七番目に落成したものです。

絶対の白地、長田天神原に建設された梶山納骨堂は、敷地面積一、八八五平方メートル、建物三三九、九平方メートル、総工事費一七、八〇〇円、扉は白とピンク色で調和されており、



梶山納骨堂内部 (仏だん)

屋根は鋼板で張りめぐらされ、近代的建築の粋をあつめたこの殿堂は、まばゆいばかりに輝いています。

一步納骨堂に足を踏み入れると、正面には金色に輝く仏だんがあり、その奥には三〇四戸の蓋が整然と安置されています。故人の霊もごらく浄土の素晴らしき居心地にき満足していらおまつりしてくれる人々の顔にも明るきが感じられます。

老後の生活は 明るく楽しく



仕事に精出す原田イセさん

最高令者は九十六才の 原田イセさん

九月十五日は敬老の日、そしてそれから二十一日までとよりの福祉週間です。

老後の生活が明るく、豊かであることは全ての人の真実の願いであります。

私たちは家庭や地域社会において、とによりとよく話し合い、お互いの立場を理解し尊重し合つて、平和な家庭、明るく社会をつくるように努めましょう。

また、人はだれしもがいつまでも健康で働きつづけることが出来れば、これにこしたことはありませんが、年と共にからだは自由にならないのは世の常、私たちは老後を明るく楽しく過ごすために、若い頃から老後の生活設計を立てておくことが大切でしょう。

三股町には八十才以上の方が二百十八名、(うち八十才代、男八十四名、女百十四名、計百九十八名、九十才以上(男七名、女十三名、計二十名)が生存在しています。

最高令者は九十六才の原田イセさん(上米)です。

たばこは町内の店で買いますよ
贈り物や 旅行のお供にぜひお忘れなく



九月のこよみ

- ▽一日 二百十日、防災の日
- ▽八日 日露
- ▽十一日 二百二十日
- ▽十五日 敬老の日
- ▽二十日 彼岸の日
- ▽航空記念日
- ▽動物愛護週間
- ▽二十三日 秋分の日
- ▽二十四日 結核予防週間
- ▽二十六日 彼岸明け

最高令者 原田イセさんの昨日

原田イセさんは、明治七年一月十六日に生まれ、明は六十五年、前、三十八才で死去、現在、娘飯田セイさん(七十四才)の家族のあたかい愛情でつつまれて、毎日を楽しみ生きておられます。

話しかける、終始顔を忘れず話し方もまだまだ正當、病気が一つも耳もまだまだ正常、病気が一つ互いの立場を理解し尊重し合つて、平和な家庭、明るく社会をつくるように努めましょう。

としよりの人達も健康に留意して、いつまでも若々しく、そして若い人の意見もよく、耳を傾けて、新しい時代感覚を身につけた「話せる老人」になるように努めていってください。

三股町立病院

町立病院の受付、診療時間

前病院長の瀬口康順先生が、去る六月三十日附けをもって退職

紹介

新病院長に山下博先生、内科医長に風間正美先生が発令。どうぞよろしくお願ひします。

△受付時間

平日 午前八時三十分より午後五時〇〇分まで

午後一時三十分より午後五時〇〇分まで

土曜日 午前九時〇〇分より午後二時〇〇分まで

ただし救急患者はこの限りではありません。

△診療時間

平日 午前九時〇〇分より午前十一時〇〇分まで

土曜日 午前八時三十分より午後四時三十分まで

△診察時間

△新患診察日は毎週火、金曜日、午後二時より午後四時まで、ただし、再来患者は一般診療時間と同じです。

なお、病院に対して、ご意見、ご希望などがございましたら、直接、病院に申し出て下さい。

写真募集

春は桜、秋はもみぢ、四季をおして色とりどりを。見せる三股町は、郷土色豊かな年中行事とも相まって、観光資源は随所にこれをみる事ができます。

また、西方を望めば、はるか遠く霧島の秀峰、左手に霧島の運山……むらさきに、かすむ桜島の噴煙を見る事ができます。

日が落ちはじめころの夕焼けした霧島山はまた格別、美観を呈し、ただ今、町では加工観光事業の一環として、次の通り写真を募集しています。どしどし応募して下さい。

夕焼けの霧高山を撮ろう

- ▽テーマ 霧島山を背景にした夕焼けの風景
- ▽カラー カラープリント (キャビネ以上)
- ▽提出期間 昭和四十五年十月二十日
- ▽提出先 三股町役場広報係
- ▽表彰 推薦、金賞、銀賞、銅賞、佳作
- ▽発表 表彰は十一月三日、文化の日に行ないます。

美しい町づくり

花いっぱい運動

なさん方の積極的な協力をお願いいたします。

クール「期間として、各学校、保育所、幼稚園、公民館、青年婦人、その他、一般に参加を呼びかけています。きれいな花が咲きほこつたら三股町教育委員会または三股町観光協会にお知らせ下さい。

さい、審査の上、十一月三日文化の日 に表彰することになっております。

転作等の内容

区分	作目	面積	戸数		比率
			実	延	
1 転作	やさい	424.4	41	41	30.3
	果樹	22.7	3	3	
	飼料	2751.6	208	208	
	特小計	29.4	3	3	
2 通年	施工	1861.4	84	84	17.4
3 休耕		4596.6	225	297	43.0
4 林地、施設等	施設	75.1	7	11	9.3
	養魚池	18.9	5	5	
	林地	896.6	58	66	
	小計	990.6	70	82	
合計		10676.7	634	718	100

補助金の内訳

区分	戸数	金額
農協集荷	495	27,616,303
石坂商會集荷	53	3,015,627
その他(出荷しないもの)	86	3,732,320
合計	634	34,364,250

※上記奨励補助金はいずれも農協で支払われます。

今年、はじめて実施された米の生産調整は、八月一日確認調査の結果、本町は目標に対して面積、数量ともに二パーセント、はるかに上回る実績を収めました。その内訳は、転作三〇%、通年施工一七%、休耕四三%、林地、施設等九%で、休耕が大半を占めているのは、今後の問題といえます。

米の生産調整 一六一パーセント 目標をはるかに上回る

奨励補助金は三、四〇〇万円を上回っており、近く農協貯金口座に振込支払われることになっておりです。

※ 林地、施設等への転用は、農地法の規定により転用許可申請を必要としますので、まだ、すんでいない方は、早目に手続きをして下さい。



生産調整の目標及び実績

項目	戸数	面積	数量	金額
目標	—	ヘクタール 66,000	トン 262,000	—
実績	634	106,767	424,250	34,364,250
達成率	—	161.76	161.93	—

農事メモ

今年度から米の検査基準が国の基準に統一されました。これによって、別表のとおり(カメムシの被害粒)が、別表のとおりとなります。カメムシの防除を徹底して行ない、上位等級の米づくりに努めて下さい。

▽ カメムシばかりでなく、イモチリ等の病害米や、きず米をなくしましょう。

▽ 水の管理は、間断灌水(三日かけて二日はずして、落水を防止し、根が乾かされず、落草は刈取り十日前後にしましょう。

▽ 刈取りは、穂の穂が八割程度黄色から五割まで熟期です。刈りおくれにあらぬよう早目に刈取して下さい。

▽ 乾燥技術がうまくまい米づくりのキメ手となります。

▽ 刈取→乾燥→脱穀→乾燥→調整

① 刈取り直後の乾燥では、稲小積には必ずトビラをかけた下さい。乾燥

① 脱穀後、乾燥機に入れるときは、必ず測定水分で調整して過乾燥にならないようして下さい。過乾燥は割割米のもととなり、クズ米のもととなります。

また急激な乾燥はやめ、乾燥機はゆっくり乾燥して下さい。

玄米一等の水分は十四・〇%、二等は十四、三等は十三、四等、五等、六等、七等、八等、九等、十等、十一等、十二等、十三等、十四等、十五等、十六等、十七等、十八等、十九等、二十等、二十一等、二十二等、二十三等、二十四等、二十五等、二十六等、二十七等、二十八等、二十九等、三十等、三十一等、三十二等、三十三等、三十四等、三十五等、三十六等、三十七等、三十八等、三十九等、四十等、四十一等、四十二等、四十三等、四十四等、四十五等、四十六等、四十七等、四十八等、四十九等、五十等、五十一等、五十二等、五十三等、五十四等、五十五等、五十六等、五十七等、五十八等、五十九等、六十等、六十一等、六十二等、六十三等、六十四等、六十五等、六十六等、六十七等、六十八等、六十九等、七十等、七十一等、七十二等、七十三等、七十四等、七十五等、七十六等、七十七等、七十八等、七十九等、八十等、八十一等、八十二等、八十三等、八十四等、八十五等、八十六等、八十七等、八十八等、八十九等、九十等、九十一等、九十二等、九十三等、九十四等、九十五等、九十六等、九十七等、九十八等、九十九等、百等、百分

区分	1等	2等	3等	4等	5等	等外上	等外下
黒色粒内規	0	0	5	10	30	30	5%
中型カルトン中の粒数(目安)	0	0	1	2	8	8	

税の相談日

5月15日(土) 午後1時～4時

税の相談日

税の相談日

税の相談日



各課だより

民生課

国民健康保険制度 (その一)

◎国民健康保険の目的
国民健康保険は、健康保険やその他の医療保険に加入することのできない人が、病気、けがなどで経済的負担にまわられたとき、お互いに助けあい、困難を分かちあうために平素から保険料を払って、また、これに国や市町村も拠出して医療費を負担するのが目的です。

◎保険者、被保険者
保険者とは、保険事業を経営するものをいい、国保の保険者とはそれぞれの市町村をさします。被保険者とは、国保に加入しているもの(世帯主およびその世帯を構成する人)をいいます。
◎国保に加入する人



募集 人居者

▽ 募集期日
昭和四十五年九月末日

▽ 住宅の場所
三股町中原第三団地(中村自動車学校北隣り)

▽ 種別
一種 二十六戸
(三層、四・五層、六層、風呂、水道、ガス付)
二種 二十四戸
(四・五層、六層、風呂、水道、ガス付)

▽ 家賃
一種 三千五百円程度
二種 二千五百円程度
詳細は、町建設課住宅係にお問い合わせ下さい。

国民年金

福祉年金とは

保険料を納めないで支給される制度です。ところが所得により制限されるとき、受けられないことがあります。

▽ 経過福祉年金
明治四十四年四月一日以前に生まれた人は、国民年金制度ができたとき、すでに高齢で、保険料を納める期間が足りませんでした。この人達は、保険料は納めなくても国から年金が支給されます。老齢福祉年金は、七十歳からです。七十歳になる前に、障害者や母

子世帯になったときには、障害福祉年金や、母子福祉年金が、国の全額負担で支給されます。

▽ 補完的福祉年金
明治四十四年四月一日以降に生まれた人で、被保険者となり、保険料を納めていたかまたは、免除されているが拠出制の年金には該当しない人で、一定の条件を満たしている人に支給されます。また、二十歳になる前の傷病がもとで障害者になった人にも、支給されます。

他の医療保険(職場の健康保険、公務員などの共済組合)、日雇健康保険、船員保険などに加入できない人、おひ生活保護を受けていない人は、みんな国保に加入しなければならぬことになっていきます。

◎国保に加入する日、加入をやる日
一、加入する日
1、転入してきた日(他の健康保険に入っていない場合)
2、職場の健康保険をぬけた日
3、出生した日(扶養している人が国保の場合)
4、生活保護を受けなくなった日
二、加入をやめる日
1、他の市町村へ転出した翌日

2、職場の健康保険へ入った日の翌日
3、死亡した日の翌日
4、生活保護を受けはじめた日
◎世帯主
国保の加入は世帯単位です。したがって、被保険者は世帯ごとに一枚です。同じ家に住んで家計が一掃の人は同じ世帯になります。同じ世帯になる人は、ふつうは肉親同士ですが、店員や使用人は別なきめ方がありますので国保の係にお尋ね下さい。

世帯主は、加入退会などいろいろの届けをし、保険料や医療費を支払ったり請求したりする責任があります。

福祉年金一覽表

(昭和45年10月改定分)

種類	どんなときにもらえるか	年金額	月額	摘要
老齢福祉年金	明治44年4月1日までに生れた人が、70歳になったとき	24,000円	2,000円	但し、45年9月までは21,600円
障害福祉年金	両手、両足をなくすような怪我をしたとき、または結核、精神病などで日常生活が不能なとき	37,200円	3,100円	34,800円
母子福祉年金	夫が死亡したときに、義務教育終了前の子供がいる母子世帯	子1人のとき 31,200円	2,600円	子が2人以上のときは、2人目から1人につき4,800円加算
準母子福祉年金	夫や、父、祖父などが死亡したとき、義務教育終了前の子供がいないとき			

新都市計画法の

あらまし

私たちの町は、都市計画事業によって都三線をはじめ、都城北郷線など数多くの道路建設を年次的に施行して、明るい町づくりを努めております。

これらの事業は、都市計画法という法律にもとづいて高率の国庫補助を受けて実施して参りましたが、この法律が昨年六月から大幅に改正されて「新都市計画法」に基づいて、今後は事業が実施されることとなります。

今までの都市計画法は、大正八年に制定されたもので、伸びる企業、広がる住宅群などの建設が先行する現在、道路や水道、電気などの公共施設が後手にまわっている例が多く見られ、経済の成長とともに全国的な都市の広域化現象の実情に、そぐわなくなってきました。

そこで、これらにある程度の規制を加えて、計画的に秩序正しく、美しい都市を建設しようというねらいのもとに新都市計画法が制定されたものです。

この法律では、市町村内を市街化区域と市街化調整区域の二つに区分しています。

本町の場合をみますと、今まで全町が都市計画事業の対象となっ

ていましたが、施行後は、第一地区(細目部落を除く)、第七地区、第二地区の一部(上米)、第六地区の一部(蓼池)が、市街化区域となり、この地区だけが新都市計画法の適用をうけます。

したがってこの区域は、住宅用地、工場用地として秩序だった区

用語説明

◎ 新都市計画法

大正八年に制定された旧法に変わり、昨年六月十四日から施行されました。この新法の特徴としては、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ運用しなければならぬ旨を明言していること、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して都市化させる地域とさせない地域をはっきりさせ、これらの区域内での開発行為は知事の許可がなければできないこととしたこと等があげられます。

◎ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域です。その大部分は農業振興地域とすることが適当だと考えられます。なお、ここでの開発行為は、原則として禁止され、公共的施設、住民の日常生活に必要な施設、農林漁業の施設、市街化区域に置けない特殊な施設などを設置する場合に限って、例外的に認められます。

◎ 市街化区域

すでに市街地となっている区域

十月六日から十月十五日まで

秋の全国交通安全運動

別のもとに、今までのような農地法などの制限からはずされて、計画的な意図のもとに、都市計画事業が遂行されることとなります。

これ以外の市街化調整区域は、今後も農業用地として十分活用できるように、農地に対する保護が強められて、住宅や工場などの建設には規制が加えられます。

以上が、新都市計画法のあらましですが、私たちの町もこの新法にそって都市計画事業が推進されますので、秩序ある町づくりを協力して下さい。

と今後おおむね十年間に優先的計画的に市街化を図る区域で、農林大臣と協議のうえ定められます。

なお、協議がととのって定められた市街化区域内での農地転用は届出をすれば足り、許可を受ける必要はありません。

市街化を抑制すべき区域です。その大部分は農業振興地域とすることが適当だと考えられます。なお、ここでの開発行為は、原則として禁止され、公共的施設、住民の日常生活に必要な施設、農林漁業の施設、市街化区域に置けない特殊な施設などを設置する場合に限って、例外的に認められます。

8月20日施行

きびしくなりました 道 路 交 通 法

最近、モーターリゼーションの進展にともなって、交通事故はますます増加の傾向にあります。

このような交通事情に対処して、いろいろな点について規定が整備され、きびしくなりました。

◎ 酒気帯び運転の防止対策の強化

▽ 少しでも酒を飲んで運転をしてはなりません。

「運転するから飲まない、飲んだら運転しない」という習慣をつけましょう。

▽ 酒を飲んで自動車などを運転したときは、酔っていないなくても一定量(呼気一リットルについて、〇、二五ミリグラム)のアルコールが検出されると、それだけで罰せられます。(三月以

下の懲役または三万円以下の罰金)

△ 運転する者に酒類を提供することや、飲酒をすすめることが禁止されました。

友人どおしや、家庭の奥さん達も、「運転する者には酒を飲ませない」よう気をつけましょう。

▽ 酒酔い運転(アルコールの影響により、正常な運転ができないような状態で運転すること)の罰則が引き上げられました。(懲役刑の最高が一年から二年へ)

▽ 酒気帯び運転をするおそれがある者に対して、警察官が行なう呼気検査について規定が設けられ、この検査を拒否したり妨げたりした者は罰せられます。(三万円以下の罰金)

◎ 悪質な運転者の免許の欠格期間の延長

▽ 免許の取消しを受けると、一年間免許を受けることができません。悪質な者については、公安委員会が三年までの範囲内で、この期間を延長することができます。

▽ 交通反則通告制度の適用範囲の拡大

少年にも、交通反則通告制度が適用されます。少年が、告知や通告を受けて反則金を納付すると、それすべてが終了、期限まで反則金を納付しないと、いまままでおとり家庭裁判所に送られます。